

防災かわら版

問合せ先 防災安全課防災係
(窓口⑩) ☎4145



平成30年度に整備した
主な防災事業を紹介いたします

非常用電源装置設置工事

指定避難所となっている各小学校の体育館へ、専用の発電機から電力を屋内配線に直接送ることができる非常用電源装置の設置を行いました。



発電機の購入も行い、停電の際も発電機を起動させることで屋内の照明やコンセントなど必要最小限のものが、そのまま使うことができるようになりました。

耐震性貯水槽整備工事・
非常用トイレ整備工事

災害時の飲み水の確保が可能な耐震性の貯水槽と、非常用トイレ(貯留型)を浜崎小学校に整備しました。



非常用トイレに設置する便器と上屋も購入し、組立の訓練を行いました。水とトイレという災害時に最重要となる施設の整備を行い、万が一の避難生活時の負担の軽減を目的としました。
本年度は白浜小学校に非常用トイレ(貯留型)の整備を行います。

避難場所看板作成業務

市内21か所の指定避難場所の前に看板を設置しました。



蓄光素材を使用するとともに、各避難場所に対応する災害種別を表示するなど、分かりやすい看板となりました。

災害用避難施設等 整備事業補助金

災害発生時の対策として、避難施設の充実や避難路の整備を行う自主防災会に対し、補助金を交付するものです。
昨年度は田牛区、吉佐美区の避難路の整備、須原1区、広岡東区、弥七喜区の防災倉庫の購入、相玉区の避難施設の手すりの取付工事に対して補助金の交付を行いました。
今後も地域が必要とする避難路等に対し、補助金の交付を行います。
※各事業に関する詳細はお問い合わせください。

ご存知ですか、 民生委員・主任児童委員



◎民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された、地域福祉を担うボランティアです。また、非常勤の地方公務員として位置づけられています。

主な活動として、同じ地域で生活する住民の一員として日常生活で支援を必要としている方々の相談に応じ、福祉サービスを提供する行政や事業者との橋渡し役として、活動をしています。

また、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員もおり、学校などと連携して、さまざまな活動に協力しています。
市では現在、50人の民生委員と3人の主任児童委員を委嘱しています。

◎5月12日は 民生委員・児童委員の日

「民生委員・児童委員の日」は、富山市出身で第13代静岡県知事である笠井信一氏が、岡山県知事時代に創設した済世(せいせい)顧問制度が由来となっています。

現在の民生委員児童委員制度の由来ともいえるこの済世顧問制度が、大正6年5月12日に設立されたことから、当時の全国民生委員児童委員協議会が毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とすることを昭和52年に決めました。現在、制度創設から100年以上となる、長い歴史を持つ制度です。

また、戦後の窮乏(きゅうぼう)が深刻化する中、昭和22年に児童福祉法が制定されたことにより、民生委員が児童委員を兼ねることとされました。

◎民生委員・児童委員は どのように選ばれているの

民生委員・児童委員は、市に設置される推薦会において選任されます。任期は、3年間で、3年おきに全国で一斉に改選が行われます。

現在活動している民生委員・児童委員の任期は、令和元年11月30日までであり、12月1日には全国で再任を含めた一斉改選が行われ、令和4年11月末日まで活動する委員が委嘱されます。



ふれあい広場での活動風景

地域を支える、民生委員・児童委員の活動について、皆さまのご協力をよろしくお願いたします。

問合せ先

福祉事務所社会福祉係
(窓口⑥) ☎22216

市民相談・ 法律相談 のご案内



市では、市民の皆さまの様々な悩みの解決や、行政に対する苦情解決の促進の一助として、市民相談・法律相談を実施しています。

相談は、無料で秘密は守られますのでお気軽にご相談ください。
相談は原則として予約制です。予約状況はお問い合わせください。
なお、電話による相談は実施していません。

毎月第2・第4水曜日
10時～15時
内容 一般相談、行政の仕事に対する要望や苦情相談
相談員 市民相談員

◎法律相談
毎月第2水曜日
9時30分～12時
内容 相続、土地・建物の賃貸借、賠償、訴訟手続、その他日常の法律問題
相談員 市顧問弁護士
場所 市役所2階会議室
予約・問合せ先
市民保健課市民係
(窓口②) ☎22215

～令和元年度 日程表～

月	第2水曜日 市民相談 法律相談	第4水曜日 市民相談
6月	4日(※)	26日
7月	10日	24日
8月	14日	28日
9月	11日	26日(※)
10月	9日	23日
11月	13日	27日
12月	11日	25日
1月	8日	22日
2月	12日	25日(※)
3月	17日(※)	25日

※6/4は第1火曜、9/26は第4木曜、2/25は第4火曜、3/17は第3火曜です。

助けあい、支えあう 「年金」って とっても大事



三島年金事務所出張
年金相談をご利用ください

月に1度、市役所2階会議室において、三島年金事務所の職員が出張年金相談会を開いています。

市内で高齢厚生年金の手続や、年金額照会等が可能ですので、ぜひご利用ください。
※事前予約が必要になります。

年金相談のメリット

厚生年金に関する手続は三島年金事務所に行くか、郵送するしか方法がありませんが、出張年金相談は市内で直接年金事務所の職員とやりとりできるので安心、便利です。
年金制度全般についての質問や、年金の請求、将来受け取る年金額の照会など、年金に関することであればほとんどのことが出張年金相談で行えます。

特に、高齢厚生年金や遺族年金を請求する場合などにぜひ、ご利用ください。

ご予約はお早めに

ご予約時、相談内容をお伺いします。

その際、相談に沿った必要書類をお伝えします。

戸籍謄本が必用な場合、他市町が本籍地ですと郵送請求などで時間がかかることがありますので、お早目の予約をお願いします。

予約・問合せ先

市民保健課国保年金係
(窓口③) ☎23922

◎本年度日程表

- 6月 7日(金)・7月 5日(金)
- 8月 2日(金)・9月 6日(金)
- 10月 11日(金)・11月 8日(金)
- 12月 6日(金)・1月10日(金)
- 2月 7日(金)・3月 6日(金)

相談受付時間

午前 9時～11時15分
午後 13時～13時45分
場所 市役所2階会議室